

学校について予防すべき感染症（学校感染症）の種類と出席停止期間の基準

学校保健安全法施行規則第18条・第19条より

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ（H5N1またはH7N9）、上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症および新感染症	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽くなってから1日経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、その他の感染症※1 手足口病、伝染性紅斑、溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、流行性下痢嘔吐症（感染性胃腸炎）、マイコプラズマ肺炎、ヘルパンギーナ等	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

<補足> ※1 その他の感染症とは、「学校教育活動を通じ、学校において流行を広げるおそれがある」と医師から診断された感染症とする。受診の際に確認する。

※2 「〇〇した後▲日を経過するまで」とは、〇〇した日を0日目とし、翌日から▲日と数える。

※3 本校では、「医師に診断された場合」のみ出席停止として取り扱いますのでご注意ください。

（自宅で検査キットにて陽性になった場合、時期や本人証明ができないため）

※4 受診の記録（日付・氏名が印字された薬剤説明書等）を保存し、登校後、学校に提出してください。